意見招請要領

2020 年 8 月 14 日
独立行政法人勤労者退職金共済機構

「業務系センタハードウェア更改及び保守業務」調達に係る意見招請に参加する者は、下記の要領により行うこと。

記

1. 事前に「様式 2-1　機密保持に関する誓約書」（両面印刷）に必要項目に記入押印を行う
2. 事業者担当者が機構窓口に来訪し、「意見招請受付台帳」を記入する
3. 事業者担当者の名刺及び事前に記入押印済みの「様式 2-1　機密保持に関する誓約書」を機構担当者に提出する
4. 機構担当者による審査を経て仕様書データ一式を事業者担当者に交付する
   ※審査には 10 分から 20 分程度を要しますので、時間に余裕をもってお越しください。
5. 意見招請期間が終了したときには、速やかに「様式 2-2　誓約書（返却時）」を添えて仕様データ一式を機構に返却しなければならない

＜注意事項＞

ア. 組織の代表者でない者が「様式 2-1　機密保持に関する誓約書」に記入押印する場合は、必ず「様式 2-3 委任状」をそれぞれ提出すること

イ. 「様式 2-1　機密保持に関する誓約書」及び「様式 2-2　誓約書（返却時）」に記入する担当者及び意見招請受付台帳に記入する担当者並びに機構窓口に来訪し交付を受けるもの（名刺を提出する事業者担当者）は同一でなければならない

ウ. 期日までに仕様書一式データを返却できない事情がある場合は、機構担当者の指示により返却することとする

以上

【様式 2-1】機密保持に関する誓約書

年　　月　　日

独立行政法人勤労者退職金共済機構
　ＣＩＯ　西川　広親　　殿

住　　所
社　　名
代表者名　　㊞
担当者名　　㊞
*組織の代表者ではない場合は、委任状を添付してください

機密保持に関する誓約書

当社は、「『業務系センタハードウェア更改及び保守業務』調達仕様書（案）」に係る意見招請のための検討（以下「本件業務」という。）にあたり、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下、「機構」という。）から提供された第１条所定の機密情報に関して、下記のとおり誓約します。

記

（機密情報の内容）
第１条　本誓約書でいう「機密情報」とは、次の各号に定めるものを除き、当社が機構より提供を受ける本件業務に関わる全ての資料、文書、その他の関連情報であって、文書、口頭又は物品であるかを問わず、機構より開示を受けた一切のデータ及び情報を意味します。
①　開示の時点ですでに公知のもの、または開示後、当社の責によらずして公知となったもの
②　正当な第三者から機密保持義務を負うことなく適法に入手したもの
③　開示の時点ですでに保有しているもの
④　開示された情報によらずして、独自に開発又は作成したもの
⑤　機構が公表することを承諾したもの
⑥　管轄官公庁にまたは法律の要求により開示されたもの
（機密情報の使用及び保持）
第２条　当社は、本件業務を検討する目的以外に、機密情報を使用しないことに同意いたします。
２　当社は、機密情報を厳格に保持するものとし、次の各号に定める場合を除き、機密情報を第三者に開示、漏洩しまたは公開しません。
①　本件業務を遂行するうえで必要な情報を第三者に提供する場合
②　本件業務に関与する役職員に対して、本件業務を検討させるために必要な範囲で機密情報を開示し、使用させる場合

③　弁護士、会計士、税理士、格付機関又はこれらに準ずる者に対して、本件業務を検討させるために必要な範囲で機密情報を開示し、使用させる場合

④　法令又は法令に基づく行政機関の処分により、行政機関又はその指定する者に対して開示する場合

⑤　訴訟その他の裁判手続において、裁判所の決定又は命令により、裁判所又はその指定する者に対して開示する場合

⑥　機構が開示に事前の書面をもって同意した場合

３　前項第①号、第②号又は第③号に基づいて第三者に機密情報を開示し、使用させる場合、当社は、当該第三者が本件業務を遂行する目的以外の目的で機密情報を使用しないよう必要な措置を講じるとともに、当該第三者が本契約の定めに従って機密情報を厳格に保持するよう必要な措置を講じるものとします。また、前項第④号又は第⑤号に基づき開示を行う際には機密情報の機密性を守るための法令上可能な措置がとられるよう努力するものとし、第⑥号に基づいて第三者に機密情報を開示する場合、当社は、当該第三者が機密情報の機密性を保持するよう必要な措置を講じるものとします。

（複写及び転記）

第３条　当社は、機構が提供した機密情報につき、本件業務を検討するために必要な場合を除き、コピー・写真・マイクロフィルム・電子データ等の媒体に、一切複製、複写、又は記録しないことに同意します。

（機密情報の返還、破棄）

第４条　当社は、機構から請求があった場合、機構から提供・開示された機密情報が記録された文書、フロッピー・ディスク等の媒体に記録された電磁的記録データ（以下、「文書等」という。）又は前条に基づき機密情報が複写若しくは転記された文書等を、速やかに機構に返還又は機構の指示に従い破棄するものとします。

（損害賠償）

第５条　当社がその責めに帰すべき事由により本誓約の各条項に違反したことにより機構が損害を被った場合、当社は損害を賠償する義務を負うものとします。

（有効期間）

第６条　本誓約書の有効期間は、本誓約をした日から２年間とします。但し、前条に定める損害賠償義務は、当該有効期間経過後もなお存続するものとします。

（裁判管轄）

第７条　本誓約書に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とします。

（補 則）

第８条　本誓約書に定める事項に関して疑義が生じたとき又は本誓約に定めのない事項については、当社及び機構で協議して定めるものとします。

以上

様式 2-2　誓約書（返却時）

年　　月　　日

独立行政法人勤労者退職金共済機構
　ＣＩＯ　西川　広親　　殿

住　　所
社　　名
担当者名　　㊞

誓約書（返却時）

当社は、「業務系センタハードウェア更改及び保守業務」に関する意見招請のため、独立行政法人勤労者退職金共済機構から受領した資料についてすべての情報を返却し、かつ、機密情報に関する一切の書類、資料及びその複製品を速やかに裁断、粉砕等の方法で読取りが不能な状態として廃棄処分し、複製品を含めすべての機密情報を保持していないことを誓約いたします。

以上

【様式 2-3】委任状

委　任　状

年　　月　　日

独立行政法人勤労者退職金共済機構
　ＣＩＯ　西川　広親　　殿

記

私は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿をもって代理人と定め、

独立行政法人勤労者退職金共済機構から提供された機密情報の取扱いについて

一切の権限を委任します。

受任者使用印鑑　　㊞

住　　所
社　　名　　㊞
代表者名